

発展する企業活動をサポートします。

# 川根工業団地のご案内



新規開拓キャラクター  
さくら、きーちゃん

宮城県 大河原町



# 県内・国内・海外への活動を サポートする立地環境

宮城県大河原町は、東北の産業・経済の中心地、仙台市から35kmと近く、また、南東北三県の県庁所在地、仙台市、福島市、山形市のほぼ中間に位置しています。

町内を国道4号やJR東北本線が通過し、町から高速道路インターチェンジ、仙台空港や仙台港も近く、大変有利な交通環境です。

そのうえ、町内には県合同庁舎、法務局などの企業活動に欠かせない行政機関が集まっています。

全国的な展開も可能な恵まれた立地環境で、企業の快適な操業と発展をサポートいたします。

## ▶ 交通アクセス(運送・移動)が大変便利

仙台市内から JR東北本線大河原駅：34分 自動車：約1時間(35km)

仙台港から 自動車：約1時間(43km)

仙台空港から JR東北本線ほか：約30分 自動車：約35分(25km)

東北自動車道 村田IC(仙台寄り)から 自動車：約20分(10km)  
※青森—村田IC約4時間15分(376km)

白石IC(東京寄り)から 自動車：約15分(8km)  
※東京—白石IC約3時間45分(328km)

## ▶ 企業活動(各種手続き)もとても便利

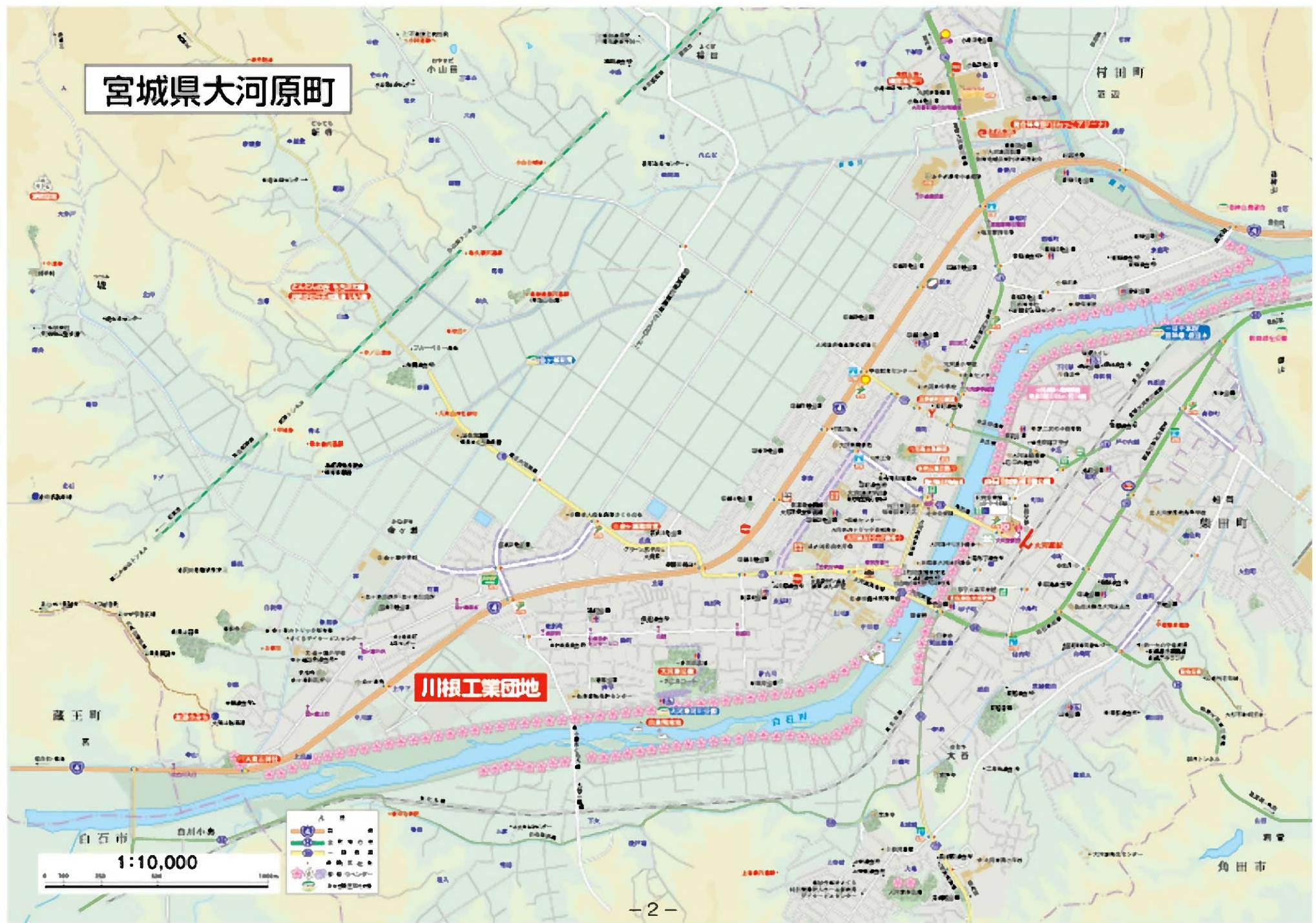
### 町内の行政機関等

- 宮城県大河原合同庁舎(地方振興事務所、土木事務所、県税事務所、仙南保健所等)
- 仙台法務局大河原支局
- 大河原警察署
- 仙南芸術文化センター
- 大河原税務署
- 大河原消防署
- 大河原町役場他多くの町施設
- ハローワーク大河原
- みやぎ県南中核病院
- 大河原町役場他多くの町施設

▶ 川根工業団地から町内の各施設へは、全て車で5~10分で到着します。



# 宮城県大河原町



# 川根工業団地は「働く」、「暮らす」の両方が充実しています

川根工業団地は、主要幹線道路である国道4号線に隣接しています。大河原町の中心市街地・住宅街からも近く、仕事にも暮らしにも大変便利な場所にあります。

また、すぐ前には白石川が清らかに流れ、その堤防には桜並木が続くすばらしい立地環境となっております。



団地には、  
●アイリスオーヤマ様  
●株インプレス様  
●株コイワイ様  
がすでに立地されています。

# 町道川根工業団地線の開通でさらに便利になりました

平成27年4月、川根工業団地に「町道川根工業団地線」が開通しました。

この道路の誕生で、「国道4号線」や「仙南東部広域農道（戦王さくらロード）」へのアクセスがさらに便利になりました。



# 工業用地概要

〒989-1224 宮城県柴田郡大河原町金ヶ瀬字川根



# 工業用地概要

所在 地	宮城県柴田郡大河原町金ヶ瀬字川根										
面 積	<table border="1"> <tr> <td>A</td> <td>105-7 : 15,861.35m<sup>2</sup> (宅地)</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>105-5 : 922.56m<sup>2</sup> (宅地)</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>106-3 : 10,099.02m<sup>2</sup> (雑種地)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計 26,882.93m<sup>2</sup></td></tr> <tr> <td>参考</td><td>           A(105-7)+B(105-5)=16,783.91 m<sup>2</sup>            B(105-5)+C(106-3)=11,021.58 m<sup>2</sup> </td></tr> </table>	A	105-7 : 15,861.35m <sup>2</sup> (宅地)	B	105-5 : 922.56m <sup>2</sup> (宅地)	C	106-3 : 10,099.02m <sup>2</sup> (雑種地)	合 計 26,882.93m <sup>2</sup>		参考	A(105-7)+B(105-5)=16,783.91 m <sup>2</sup> B(105-5)+C(106-3)=11,021.58 m <sup>2</sup>
A	105-7 : 15,861.35m <sup>2</sup> (宅地)										
B	105-5 : 922.56m <sup>2</sup> (宅地)										
C	106-3 : 10,099.02m <sup>2</sup> (雑種地)										
合 計 26,882.93m <sup>2</sup>											
参考	A(105-7)+B(105-5)=16,783.91 m <sup>2</sup> B(105-5)+C(106-3)=11,021.58 m <sup>2</sup>										
分譲価格	10,000 円／m <sup>2</sup> (※要相談)										
用途地域	工 業										
建規制 築等	建ぺい率 200%、容積率 60% (工場立地法) 緑地率 1~5%、環境施設面積率 1~10% 河川保全区域 (白石川堤防尻より 20m) 該当しない。										

用 水	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般上水道 150mm 1日 100t 程度 (要相談)</li> <li>地下水 (要相談)</li> <li>下水道 200mm</li> <li>雨水排水路 ポックスカルバート地下埋設済み</li> </ul>
電 力	最寄変電所 沼辺変電所 一般高圧 6,600V 特別高圧 66,000V
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>分譲地 A(105-7)、B(105-5)は、醤油の原料工場の跡地で、C(106-3)は、福利厚生施設(野球グラウンド)の跡地です。※A・B・C共に現在、ご相談いただいております。</li> <li>更地の状態で特に造成はしておりません。 分譲価格は、現状渡しの価格になります。</li> <li>町では一括売却を希望しておりますが、3区画の組み合わせにより分割も可能です。</li> <li>周辺の私有地(畠)の取得にもご協力いたします。 m<sup>2</sup>あたり 10,000 円程度と見込まれます。</li> </ul>

お問合せ 大河原町役場 商工観光課 〒989-1295 宮城県柴田郡大河原町字新南19 TEL(0224) 53-2659 FAX(0224) 53-3818 E-mail:syoukou@town.ogawara.miyagi.jp

# 大河原町はこんなまち

大河原町は、宮城県の県南地域の中心に位置する、小さな面積の町です。周りを低い山に囲まれた盆地にあり、気候は一年を通じて穏やかで、降雪量も少なく、自然災害にも強い町です。

町の中央を国道4号線が横断するほか多くの県道が交わり、地域の交通の要衝となっています。また、国・県の出先機関や総合病院・文化ホールなどの公共機関と多くの商業施設が集積し、県南地域の経済、文化の中心としてにぎわいを見せています。

そして、町の中央を清らかに流れる白石川と一目千本桜の桜並木、雄大な戻王連峰の遠望と町を取り囲む里山の風景等、四季折々の自然が楽しめる町です。

## 大河原町の概要

人口	23,733人(平成27年4月末現在)
面積	24.99km <sup>2</sup>
気候	平均気温11.9℃/降水量1,301mm (1961~2010 練習観測所)
観光名所	白石川堤一目千本桜
主な特産物	梅、お算子、和卵もちぶた等



## 大河原町での「楽しみ」を少しだけご紹介いたします

### 白石川堤一目千本桜

一目千本桜は、日本を代表する優れた桜の名所として、財團法人日本さくらの会より「日本さくら名所100選」に選ばれています。樹齢8km、桜本数およそ1200本の桜並木は、残雪の戻王連峰を背に咲き揃い、穏やかに流れ白石川と共に、毎年私たちの目を楽しませてくれます。



### とんとんの丘 もちぶた館・天然温泉 いい湯

とんとんの丘もちぶた館と天然温泉いい湯では、良質な「和豚もちぶた」を使用したおいしい料理と、温泉かけ流しの温泉を楽しむことができます。もちぶたを使用したお土産を販売している売店やバーベキューhausもあり、大人気の施設です。



### 大河原公園

大河原公園は川根工業団地からほど近くにあり、芝生広場、展望広場、テニスコート、野球やゲートボールが楽しめる多目的広場などが整備され、春には花見も楽しめます。仕事の気分転換や休日のバランスに利用してみてはいかがでしょうか？



### 交通

- 鉄道 JR東北本線「大河原駅」(仙台駅まで34分)
- バス ミヤコーバス・JRバス・仙台営業所
- 車道 国道4号線を中心に、放射状に主要道路が延び、県内各地へのアクセスも便利です

### 公共施設・公園

- 仙南芸術文化センター(えすこホール)
- 大河原駅前 団体棧、コミュニティセンター(駅前ビル、OrgaZine)
- 世代交流いそいそプラザ
- 町公民館等 2ヶ所
- 大河原公園(野球グラウンド、テニスコート等)
- 大河原川公園
- その他、公園多数

### 医療施設

- 総合病院 みやざき南中慈病院
- その他、歯科医院多数

### 行政機関

- 大河原町役場
- 宮城県大河原合同庁舎  
(地方税務課、土木部課、環境部課、総務部課)
- 仙台法務局大河原支局
- 大河原税務署
- 大河原消防署
- 大河原警察署など  
(4警察署)

### 教育施設

- 高等学校 2校
- ・島崎高校 1校
- ・農業高校 1校
- 中学校 2校
- ・幼稚園 1園
- 小学校 3校
- ・保育所 4所

### 商業施設

- フォルテ  
・セイショッピングセンター、スーパー、専門店
- さくらショッピングセンター  
・大型スーパー、日用品店、書店、飲食店など
- その他、国道4号線沿いには、大河原商店街やスーパー、飲食店、携帯電話代理店、郵便局などが点立っています。

# 大河原町までの交通アクセス

## 新幹線

※暁連での所要時間を掲載しています。



## 大河原町までのアクセス



## 仙台空港から大河原町までのアクセス



路線	便数	航空会社	所要時間
札幌(新千歳)	14往復	ANA・JAL・ADO・SKY・BX	1時間10分
成田	2往復	ANA	55分
小松	2往復	IBX	1時間
名古屋(中部)	7往復	ANA・IBX	1時間10分
大阪(伊丹)	14往復	ANA・BX・JAL	1時間15分
大阪(関西)	4往復	APJ	1時間20分
神戸	2往復	SKY	1時間25分
広島	2往復	IBX	1時間25分
福岡	7往復	ANA・JAL・BX・SKY	1時間40分
沖縄(那覇)	1往復	ANA	2時間30分



# 大河原町企業立地促進制度のご案内

大河原町では、企業進出を考えている町外の企業や規模拡大を考えている既存企業のサポートを行うための優遇制度を用意しています。

## ■大河原町企業立地促進条例による企業立地支援

### 【対象になる企業者（指定企業者）】

町内に事業所を新設、移設又は増設する企業で次の要件を満たし、産業の振興に資するものとして町長が認めるもの。

(1) 指定業種：日本標準産業分類に掲げる産業のうち

- ①大分類Eの「製造業」
- ②大分類Gの情報通信業の中分類「情報サービス業」
- ③大分類Hの運輸業、郵便局の中分類「道路貨物運送業」及び「倉庫業」及び運輸に附帯するサービス業のうち「こん包業」
- ④大分類Iの卸売業・小売業のうち「卸売業全般」
- ⑤大分類Rのサービス業（他に分類されないもの）の中分類「自動車整備業」及び「機械等修理業」

(2) 事業開始時の※投下固定資産額が3,000万円以上

※「投下固定資産額」とは、事業所の新設・移設・増設のための取得に要した費用のうち、町の固定資産課税台帳に登録されたものと固定資産賃借料の年額3倍相当額の合計をいいます。

### 奨励制度

区分	交付要件	交付金額	交付限度額	交付対象期間
①企業立地促進奨励金	指定企業者	投下固定資産のうち土地（新設等した事業所の家屋の建築面積部分に限る）、家屋、償却資産に対して課された固定資産税相当額（都市計画税含む）。	無	5年間 (譲税免除期間は除く)
②企業立地用地取得助成金	指定企業者 (1)3,000m <sup>2</sup> （中小企業者は1,500m <sup>2</sup> ）以上の土地の取得であって建築面積が1,000m <sup>2</sup> （中小企業者500m <sup>2</sup> ）以上の事業所建設 (2)事業開始が用地取得後3年未満	用地取得価格の10%	5,000万円	1回
③雇用促進奨励金	指定企業者 事業開始から3年までの間に町内在住者又は町内転入者を新たに常用雇用者として雇用し、引き続き1年以上雇用していること。	①新規常用雇用者 10万円×人數 ②新規学卒常用雇用者 15万円×人數 ③転入常用雇用者 20万円×人數	500万円 (3年間の通算)	3年間
④緑化推進奨励金	指定企業者 事業開始から3年以内に取得用地面積の10%以上を緑地化した場合	緑地化に要した経費の30%	200万円	1回

《注意》あらかじめ事業計画書等を提出して、町長から指定を受ける必要があります。

その他、①情報及び資料の提供、②事業用地のあっせん、③従業員の確保の協力などのお手伝いをいたします。

## ■固定資産税の課税免除

下記の8業種の工場等の新設や増設については、異なる2つの法律に基づき、土地・家屋・償却資産等の固定資産税が免除されます。

**指定8業種** ①食品関連産業、②木材関連産業、③自動車関連産業、④高度電子機器産業、⑤医療・健康関連産業、⑥クリーンエネルギー関連産業、  
⑦航空宇宙関連産業、⑧船舶関連産業

### その1 東日本大震災復興特別区法に基づく固定資産税の免除

大河原町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例(平成24年9月制定)

- ▶ 指定区域: 大河原町都市計画用途地域の「工業地域」「準工業地域」
- ▶ 法律の趣旨に適合すれば投下固定資産額や工場用地の面積等の要件はありませんが、事前に事業計画等を提出し、町長の指定を受ける必要があります。
- ▶ 土地・家屋・償却資産について、当該資産取得後、新たに固定資産税が課せられることとなった年度以降5ヶ年度に限り、当該固定資産税が免除されます。

特定工場における緑地面積の軽減等にも対応しています。

大河原町における軽減基準

### その1 東日本大震災復興特別区法に基づく緑地等面積の軽減

平成24年9月条例制定

緑地を含む環境施設の面積割合: 敷地面積の1%以上(うち)  
緑地割合: 敷地面積の1%以上

大河原町企業立地促進制度についての詳しくは、  
商工観光課までおたずねください。



### その2 企業立地促進法に基づく固定資産税の免除

大河原町企業立地及び事業高廈化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例(平成23年9月条例制定)

- ▶ 指定区域: 農業復興地域整備計画における農用地区域を除く※町内の全域
- ▶ 土地・家屋・償却資産(構築物)の取得価格が二億円以上(農林水産業関連業種は五千万円以上)の事業で、事前に事業計画等を提出し、知事の指定を受ける必要があります。
- ▶ 土地・家屋・償却資産(構築物)について、当該資産取得後、新たに固定資産税が課せられることとなった年度以降3ヶ年度に限り、当該固定資産税が免除されます。

※指定地域は限定されますが、「復興特区法」に基づく制度の方が活用しやすくなっています。

### その2 企業立地促進法に基づく緑地等面積の軽減

平成24年9月条例制定

緑地を含む環境施設の面積割合: 敷地面積の10%以上(うち)  
緑地割合: 敷地面積の5%以上

〒989-1295 宮城県柴田郡大河原町字新南19 E-mail: syoukou@town.ogawara.miyagi.jp  
TEL (0224) 53-2659 FAX (0224) 53-3818

お問い合わせ

大河原町役場 商工観光課

〒989-1295 宮城県柴田郡大河原町字新南19

TEL(0224)53-2659 FAX(0224)53-3818

E-mail:syukou@town.ogawara.miyagi.jp